

令和4年度 特定処遇改善／処遇改善／処遇改善支援補助金施策に係る  
当社の処遇改善施策について

当社では、従来より取得している処遇改善加算に加え、令和2年度より特定処遇改善加算も合わせて算定しています。更に、令和4年度からは処遇改善支援補助金も受給していることから、以下のような内容で、従業員の皆さんの処遇改善を行っています。

基本となる考え方

特定処遇改善加算の算定あたり求められている「A：知識経験を有する介護職員」「B：他の介護職員」「C：その他の職員」の区分については、以下の基準に従い分類しています。

|                  |                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------|
| 「A：知識経験を有する介護職員」 | 管理職（所長、施設長、ブロック長、グループ長）を担って頂いている介護職員で、介護福祉士資格を保有し5年以上経過している方 |
| 「B：他の介護職員」       | Aに該当しない介護職員                                                  |
| 「C：その他の職員」       | A、Bに該当しない職員（看護職、支援職、事務職、営業職などが該当                             |

基本となる手当額一覧

| 職種      | 役職                   | 区分 | 介護福祉士要件            | 特定処遇改善<br>加算手当            | 処遇改善<br>加算手当               | 処遇改善<br>支援手当             |
|---------|----------------------|----|--------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 介護職員    | ブロック長、グループ長          | A  | 保有期間が5年以上          | 月額 50,000円                | 月額 30,000円                 | 0                        |
|         | 事業所長                 |    |                    |                           |                            | 月額 6,000円                |
|         | ブロック長、グループ長          | B  | 保有期間が5年未満か、保有していない | 月額 40,000円                | 月額 30,000円                 | 0                        |
|         | 事業所長                 |    |                    |                           |                            | 月額 6,000円                |
| 看護職員    | ブロック長、グループ長          | C  |                    | 月額 60,000円                | 0                          | 0                        |
|         | 事業所長                 |    |                    |                           |                            | 月額 6,000円                |
| 支援職員    | ブロック長、グループ長          | C  |                    | 月額 60,000円                | 0                          | 0                        |
|         | 事業所長                 |    |                    |                           |                            | 月額 6,000円                |
| 介護職員    | 副所長、リーダー、サブリーダー、一般職員 | B  | 保有している             | 月額 10,000円<br>（1時間当たり60円） | 月額 30,000円<br>（1時間当たり170円） | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
|         | 副所長、リーダー、サブリーダー、一般職員 |    | 保有していない            | 0                         | 月額 30,000円<br>（1時間当たり170円） | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| 看護職員    | 副所長、リーダー、サブリーダー、一般職員 | C  |                    | 月額 12,000円<br>（1時間当たり70円） | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| 支援職員    | 副所長、リーダー、サブリーダー、一般職員 |    |                    | 月額 5,000円<br>（1時間当たり30円）  | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| その他現業職員 | 一般職員                 |    |                    | 月額 5,000円<br>（1時間当たり30円）  | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| レンタル営業  | 係長、主任、一般職員           |    |                    | 月額 5,000円<br>（1時間当たり30円）  | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| レンタル事務  | 係長、主任、一般職員           |    |                    | 月額 5,000円<br>（1時間当たり30円）  | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| 入浴営業    | 係長、一般職員              |    |                    | 月額 5,000円<br>（1時間当たり30円）  | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| 事務職員    | 係長、一般職員              |    |                    | 月額 5,000円<br>（1時間当たり30円）  | 0                          | 月額 6,000円<br>（1時間当たり35円） |
| 管理職     | エリア長                 |    |                    | 0                         | 0                          | 0                        |
|         | 部長、次長、課長             |    |                    |                           |                            |                          |

○ 書きは、非常勤社員に対する処遇。なお、毎月の勤務実績（所定労働時間のみ）に当該単価を乗じて支給します。  
当該手当額には、45時間分の所定労働に対する割増分を含んだ形で、支給しています。

その他の賃金施策

基本給の増額

毎年4月に、経験年数、評価により定期昇給（0～5000円）を行っています。

資格手当（介護福祉士）の増額

8,000円から10,000円に増額して支給しています。

管理者手当（サービス提供責任者）の増額

5,000円から15,000円に増額して支給しています。

賞与の増額

入社以降の経過年数及び職位や等級に応じて設定された基本となる金額を上昇させ、支給しています。

キャリアパスについて

介護職員の皆さんに対し、業務上必要な知識を習得して頂くために、入社時の雇入時研修や、毎年の法定研修を実施しています。また、受講に際しては、報告書を提出して頂くことで、その習得状況を確認しています。業務マニュアルについては、映像化を推進し、いつでもマニュアルの確認ができる体制を構築しています。一方、特定の役職／職責を担って頂く場合には、階層別／職能別研修を受講して頂き、職責／職務に応じた知識を習得して頂いています。加えて、介護福祉士等の資格取得を目指す方々に対しては、自習テキストの配信や模擬試験を実施する等の支援を実施しています。  
その方のスキルや資格取得などの自己啓発を評価するため、等級制度に連動した評価制度の導入を進めています。

職場環境等要件について

上記の様に、職員一人ひとりの資質の向上につながる様に、教育研修を実施することはもちろんの事、安全・安心な環境で仕事に従事して頂けるよう、法定の定期健康診断に加え、年1回のストレスチェックの実施、インフルエンザ予防接種の実施等、職員の皆さんの心身の健康管理に留意しています。また、半期毎に評価面談を実施することで、業務評価だけではなく、職場環境の改善に向け、率直な話し合いができるような機会にできればと考えています。  
なお、当社は、正社員転換制度を設けており、一定の要件を満たせば、全ての非常勤社員の方々に正社員転換を行って頂くことができる体制を設けています。

＜令和3年度実績＞

定期健康診断の実施

インフルエンザ予防接種の実施

対象人数 約2700名

概算所要費用 18,900,000円

概算所要費用 8,000,000円

その他

この「特定処遇改善加算」「処遇改善加算」及び「処遇改善支援交付金」は、時限的な施策として実施されており、将来、加算が廃止される可能性があります。加算が廃止された場合は、これらに対応した当社の各種施策も、同様に廃止もしくは縮小されることがあります。

